

# 豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン

平成 29 年 12 月 11 日制定

## 1. 目的

このガイドラインは、豊富町において風力発電施設の建設にあたって、住民生活への影響や環境保全、景観形成の視点から事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

このガイドラインは社会情勢等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

## 2. 定義

このガイドラインでは、風力発電機(風車)、トランス盤等の設備、送電線等の付帯設備を風力発電施設とする。

周辺住民とは風力発電施設から1km以内に居住する者とし、地域住民とは豊富町民とする。

## 3. 対象

豊富町において建設する風力発電施設を対象とし、新設、増設又は大規模な改修をする場合を対象とする。

なお、JISにおいて風車直径が16m以下(受風面積200m<sup>2</sup>以下)、電気事業法において出力規模が20kw未満の小型風力発電機についても対象とする。

## 4. 対象地域

町内全域とする。ただし、本町行政区域内に属さない場合であっても本町行政及び町民の生活に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

## 5. 建設困難区域

建設について各種法令等の条例、規則、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案し、別紙「豊富町風力発電施設設置に関わるガイドラインマップ」のとおり区域を設定する。

- ①法的規制等により極めて建設等が困難な区域
- ②自然保護等から建設が好ましくない区域
- ③条件付き建設を可能とする区域

## 6. 風力発電施設建設等における基準

- (1)住宅等からの距離

風力発電施設については住宅等(学校、保育所、病院、福祉施設等住民が利用する施設を含む。以下、「住宅等」という。)から 500m以上離れること。

(2)電波障害について

テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合には解消可能であること。

(3)騒音対策

当該施設から最も近い住宅等において、環境基本法に定める騒音基準値(昼間 55db以下、夜間 45db)内であること。

(4)低周波対策

環境省「低周波音問題対応手引書」に基づき調査対応を行うこと。

(5)景観、光害、その他生活環境対策

建設等によって発生する可能性がある影響について、事業説明会において地域住民に説明を行い、必要な措置を講ずること。

(6)自然環境対策

建設等によって絶滅危惧種等の重要種への影響がないか必要な調査を行うこと。

(7)地域住民の合意

事業者は事業説明会にて地域住民との合意形成を図ること。

(8)その他

建設等にあたり、地域住民等から事業者へ申し入れがあった場合は、申し入れ事項について誠意をもって対応するとともに、その内容を豊富町へ報告すること。

## 7. 風力発電施設建設等におけるガイドラインによる整理手順

(1)町の窓口

事業者は商工観光課鉾山保安係を町の窓口として、風力発電施設の建設等について、町の所管課と協議するものとする。

(2)法規制に係る協議

事業者は風力発電施設等の建設に係る法規制について、町の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

想定される主な法規制は別表1のとおり

### (3) 事前調査実施

事業者は以下の事前調査を行うものとし、その調査結果を取りまとめすること。

- ① 建設前の騒音調査
- ② 建設前の動植物調査
- ③ 建設前の景観調査
- ④ 建設前の電波障害調査
- ⑤ 建設工事作業による影響予測

### (4) 事業説明会の実施

事業者は以下の説明を行うものとし、その結果を取りまとめすること。

- ① 関係する公的機関への事業計画説明
- ② 地域住民、漁業・農業・森林組合への事業計画説明
- ③ 環境保護団体等への事業計画説明
- ④ 主な説明事項
  - ・ 建設規模及び建設スケジュール
  - ・ 建設後騒音発生の予測
  - ・ 建設後の景観について(合成写真等での説明)
  - ・ 電波障害発生予測
  - ・ 建設による動植物の影響予測
  - ・ 建設工事作業による影響予測

### (5) 事業説明結果の報告

事業説明会の実施結果について、豊富町に報告する。

### (6) 事後調査と報告

建設完了後に最終の建設規模と障害発生の予測された事項について事後調査結果を豊富町に報告する。

- ① 建設後の騒音調査
- ② 建設後の動植物調査
- ③ 建設後の景観調査
- ④ 建設後の電波障害調査

## 8. 運用、管理体制について

(1) 保守点検、維持管理に関する計画の策定、体制の報告

- ① 関係法令及び条例における規定に従い、保守点検・維持管理計画の策定及び体

制の構築を行い、実施計画(点検項目及び実施スケジュールを含む)を策定し、豊富町に提出すること。

②保守点検等の維持管理を実施した内容について、記録、保管すること。

## (2)非常時への対処

- ①自然災害等による風力発電施設の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転)状況を確認した上で、現地を確認し、設備の破損、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めること。
- ②風力発電施設に異常をきたすような自然災害の発生が予想される場合には、風車の回転を止める等の危険防止措置や事前の点検等を行うように努めること。
- ③風力発電施設の異常又は破損等により、近隣への被害が発生するおそれがある場合または発生した場合は、自治体及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めること。被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めること。

## (3)計画的な撤去の実施及び処分費用の確保

- ①事業計画時に事業終了後の適正な撤去及び処分計画を立案し、計画実行に係る費用を想定した事業計画を策定し、豊富町に提出すること。
- ②事業計画の策定にあたっては、撤去費用及び処分費用について排出事業者等の見積りに基づいて試算するように努めること。
- ③事業計画に基づいて事業終了後の撤去及び処分費用を適正に確保するため、撤去及び処分費用について計画的な積立を行うように努めること。
- ④事業を終了した風力発電設備について、撤去までの期間、風車の倒壊等による周囲への危険がないように適切に管理すること。また、発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、事業計画を履行すること。

別表1

## 想定される主な法規制

No.	法・規制名	担当係
1	建築基準法、建築基準法施行令	建築係
2	道路法	
3	道路交通法	
4	消防法	消防+建築係
5	騒音規制法	
6	振動規制法	
7	森林法	林業水産係
8	砂防法	
9	地滑り等規制法	
10	自然環境保全法	
11	文化財保護法	
12	農地法	農業委員会
13	農業振興地域の整備に関する法律	農村整備係
14	国土利用計画法	財産管理係
15	自然公園法	商工観光係
16	漁港漁場整備法	林業水産係
17	海岸法	
18	港則法	林業水産係
19	航路標識法	
20	漁業権	林業水産係
21	電波法	
22	電気事業法	
23	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	林業水産係
24	自然環境保全法	
25	環境基本法	
26	景観法	建築係